

平成31年 No.4

○東京学芸大学教務委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年2月13日 教務委員会 審議・承認

平成31年2月27日 教育研究評議会 審議・承認

○国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年2月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 2 月 28 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第 3 号

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教務委員会規程（平成22年規程第 9 号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第 8 号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (4) 東京学芸大学利益相反委員会規程（平成24年規程第24号）

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各<u>1</u>名</p> <p>(2) 学士課程を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 学務課長</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、平成31年度の委員の選出における、人文社会科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会構成員から選出される委員の人数は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学教務委員会規程第4条第1号の委員である者は、改正後の規程第4条第1号の委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 東京学芸大学教務委員会生活科授業運営部会要項（平成22年4月14日制定）</u> <u>、東京学芸大学教務委員会「道徳の指導法」授業運営部会要項（平成22年4月</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各<u>2</u>名</p> <p>(2) 学士課程を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 学務課長</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会は、委員の<u>3分の2以上</u>の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>[省略]</p>

14日制定)、東京学芸大学教務委員会介護等体験部会要項(平成22年4月14日制定)、東京学芸大学教務委員会「教職実践演習」授業運営部会要項(平成24年2月9日制定)及び東京学芸大学教務委員会改訂カリキュラム実施運営部会要項(平成27年4月9日制定)は廃止する。

国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>国立大学法人東京学芸大学<u>情報公開・個人情報保護会議</u>規程</p> <p>〔省略〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）に、<u>情報公開・個人情報保護会議</u>（以下「<u>情報公開会議</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>情報公開会議</u>は、本学における情報公開・個人情報保護に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、情報公開・個人情報保護の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 <u>情報公開会議</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関する事 (2) 法人文書及び個人情報（以下「法人文書等」という。）の開示・不開示の審査基準に関する事 (3) 個人情報の訂正・利用停止の審査基準に関する事 (4) 法人文書等の開示・不開示に関する事 (5) 個人情報の訂正・利用停止に関する事 (6) 法人文書等の開示実施手数料の減額又は免除に関する事 (7) 情報公開・個人情報保護に係る審査請求に関する事 (8) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関する事 (9) 法人文書等の管理に関する事 (10) その他情報公開・個人情報保護の円滑な実施に関する事 <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>情報公開会議</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 総務を所掌する理事 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 連合学校教育学研究科長 (6) 事務局長 <p>(議長等)</p>	<p>国立大学法人東京学芸大学<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>規程</p> <p>〔省略〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）に、<u>情報公開・個人情報保護委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、本学における情報公開・個人情報保護に関し、実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り、情報公開・個人情報保護の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報公開・個人情報保護の実施体制に関する事 (2) 法人文書及び個人情報（以下「法人文書等」という。）の開示・不開示の審査基準に関する事 (3) 個人情報の訂正・利用停止の審査基準に関する事 (4) 法人文書等の開示・不開示に関する事 (5) 個人情報の訂正・利用停止に関する事 (6) 法人文書等の開示実施手数料の減額又は免除に関する事 (7) 情報公開・個人情報保護に係る審査請求に関する事 (8) 情報公開・個人情報保護に係る訴訟に関する事 (9) 法人文書等の管理に関する事 (10) その他情報公開・個人情報保護の円滑な実施に関する事 <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 総務を所掌する理事 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 連合学校教育学研究科長 (6) 事務局長 <p>(委員長等)</p>

- 第5条 情報公開会議に議長及び副議長を置く。
- 議長は、学長をもって充てる。
 - 議長は、情報公開会議を招集する。
 - 副議長は、総務を所掌する理事をもって充てる。
 - 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 情報公開会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 情報公開会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 情報公開会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報企画課が処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開会議の運営等に関し必要な事項は、情報公開会議が別に定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 委員長は、学長をもって充てる。
 - 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 副委員長は、総務を所掌する理事をもって充てる。
 - 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報企画課が処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

[省略]

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(発明等の審査及び知的財産権の出願等)</p> <p>第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第11条に規定する東京学芸大学発明審査会議（以下「<u>発明審査会議</u>」という。）に対し、当該発明等に関する審査を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の可否、本学が承継するか否か、承継する場合の本学の持分割合等を決定する。</p> <p>2 学長は、前項の決定を行ったときは、当該職員等に通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、職務発明等の権利を本学が承継すると決定したときは、速やかに出願等を行う。</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第6条 職員等は、前条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。</p> <p>2 学長は、前項の申立てがあったときは、<u>発明審査会議</u>の意見を徴した上でその可否を決定する。</p> <p>3 学長は、前項の決定をしたときは、当該職員等及び<u>発明審査会議</u>に通知する。</p> <p>(任意譲渡)</p> <p>第7条 学長が職務発明等に該当しないと決定した場合に、当該職員等から当該発明等を本学に譲渡する申し出があったときは、学長は、<u>発明審査会議</u>の議を経て、当該知的財産権の承継の可否を決定する。</p> <p>[省略]</p> <p>第4章 <u>発明審査会議</u> (設置)</p> <p>第11条 本学に、職務発明等に関する事項を審議するため、東京学芸大学<u>発明審査会議</u>を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第12条 <u>発明審査会議</u>は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 第5条第1項に規定する学長の諮問事項</p> <p>(2) 第7条に規定する学長の諮問事項</p> <p>(3) 第10条に規定する補償金に関する事項</p>	<p>[省略]</p> <p>(発明等の審査及び知的財産権の出願等)</p> <p>第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第11条に規定する東京学芸大学発明審査委員会（以下「<u>審査委員会</u>」という。）に対し、当該発明等に関する審査を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の可否、本学が承継するか否か、承継する場合の本学の持分割合等を決定する。</p> <p>2 学長は、前項の決定を行ったときは、当該職員等に通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、職務発明等の権利を本学が承継すると決定したときは、速やかに出願等を行う。</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第6条 職員等は、前条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。</p> <p>2 学長は、前項の申立てがあったときは、<u>審査委員会</u>の意見を徴した上でその可否を決定する。</p> <p>3 学長は、前項の決定をしたときは、当該職員等及び<u>審査委員会</u>に通知する。</p> <p>(任意譲渡)</p> <p>第7条 学長が職務発明等に該当しないと決定した場合に、当該職員等から当該発明等を本学に譲渡する申し出があったときは、学長は、<u>審査委員会</u>の議を経て、当該知的財産権の承継の可否を決定する。</p> <p>[省略]</p> <p>第4章 <u>発明審査委員会</u> (設置)</p> <p>第11条 本学に、職務発明等に関する事項を審議するため、東京学芸大学<u>発明審査委員会</u>を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第12条 <u>審査委員会</u>は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 第5条第1項に規定する学長の諮問事項</p> <p>(2) 第7条に規定する学長の諮問事項</p> <p>(3) 第10条に規定する補償金に関する事項</p>

- (4) 知的財産権の活用に関する事項
- (5) その他知的財産に関し必要な事項
(組織)

第13条 発明審査会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務を所掌する副学長
- (2) 研究を所掌する副学長
- (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長（第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関する部局の長）
- (4) 第15条第1項の議長が指名する者 若干名

2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。
(任期等)

第14条 前条第1項第4号の委員の任期は、議長が指名の都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を指名する議長である副学長の任期の範囲内とする。

(議長等)

第15条 発明審査会議に議長を置き、総務を所掌する副学長をもって充てる。

2 発明審査会議に副議長を置き、第13条第1項第2号及び第4号の委員のうちから議長が指名する。

3 議長は、発明審査会議を招集する。

4 副議長は、議長を補佐し議長に事故あるときは、その職務を代行する。
(議事)

第16条 発明審査会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、発明審査会議の議決は、緊急やむを得ない場合において、持ち回りにより決することができる。

(関係者の出席)

第17条 発明審査会議は、関係者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第18条 職員等及び発明審査会議の委員並びに関係者は、当該発明等の内容等について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と職員等が合意の上公表する場合及び本学又は職員等の責によらずして公知となった場合は、この限りでない。

[省略]

- (4) 知的財産権の活用に関する事項
- (5) その他知的財産に関し必要な事項
(組織)

第13条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務を所掌する副学長
- (2) 研究を所掌する副学長
- (3) 発明届出書を提出した職員等が所属する部局の長（第2条第4号イの職員等の場合にあつては、当該研究等に関する部局の長）
- (4) 審査委員会委員長が指名する者 若干名

2 前項第4号の委員は、学外者を妨げない。
(任期等)

第14条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第15条 審査委員会に委員長を置き、総務を所掌する副学長をもって充てる。

2 審査委員会に副委員長を置き、第13条第1項第2号及び第4号の委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、審査委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(議事)

第16条 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査委員会の議決は、緊急やむを得ない場合において、持ち回りにより決することができる。

(関係者の出席)

第17条 審査委員会は、関係者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第18条 職員等及び審査委員会の委員並びに関係者は、当該発明等の内容等について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本学と職員等が合意の上公表する場合及び本学又は職員等の責によらずして公知となった場合は、この限りでない。

[省略]

<p>(庶務)</p> <p>第21条 この規程に基づく事務処理及び<u>発明審査会議</u>に関する庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第22条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第23条 この規程に定めるもののほか、職務発明及び<u>発明審査会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(庶務)</p> <p>第21条 この規程に基づく事務処理及び<u>審査委員会</u>に関する庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が行う。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第22条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第23条 この規程に定めるもののほか、職務発明及び<u>審査委員会</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	---

東京学芸大学利益相反委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学<u>利益相反会議</u>規程</p> <p>〔省略〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>利益相反会議</u>（以下「利益相反会議」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>利益相反会議</u>は、本学における利益相反に関する事項について適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）を行うことを目的とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 <u>利益相反会議</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利益相反マネジメントに関する重要事項 (2) 本学が許容する利益相反の範囲に関する重要事項 (3) 本学が許容しない利益相反事例に関する対応方法の決定 (4) 前号の決定に対する異議申し立てに関する対応方法の決定 (5) その他利益相反問題に関する事項 <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>利益相反会議</u>は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 事務局長 (4) 教育研究支援部長 (5) 第6条第1項に定める<u>議長</u>が必要と認めた者 若干名 <p><u>2 前項第5号の委員は、議長が委嘱する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第5号の委員の任期は、<u>議長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該委員を委嘱する議長である副学長の任期の範囲内とする。</u></p> <p>(議長等)</p> <p>第6条 <u>利益相反会議</u>に<u>議長</u>及び<u>副議長</u>を置き、<u>議長</u>は第4条第1項第1号の委員をもって充て、<u>副議長</u>は<u>議長</u>が指名する。</p> <p><u>2 議長は、会議を招集する。</u></p>	<p>東京学芸大学<u>利益相反委員会</u>規程</p> <p>〔省略〕</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学<u>利益相反委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、本学における利益相反に関する事項について適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）を行うことを目的とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利益相反マネジメントに関する重要事項 (2) 本学が許容する利益相反の範囲に関する重要事項 (3) 本学が許容しない利益相反事例に関する対応方法の決定 (4) 前号の決定に対する異議申し立てに関する対応方法の決定 (5) その他利益相反問題に関する事項 <p>(組織)</p> <p>第4条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 事務局長 (4) 教育研究支援部長 (5) 第6条第1項に定める<u>委員長</u>が必要と認めた者 若干名 <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第5号の委員の任期は<u>2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は第4条第1号の委員をもって充て、<u>副委員長</u>は<u>委員長</u>が指名する。</p> <p><u>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p>

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 利益相反会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 利益相反会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 利益相反会議の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反会議の運営等に関し必要な事項は、利益相反会議が定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部研究支援課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

[省略]